

◇令和7年度【後期】同窓会奨学金申請対象条件一覧表

①学部在学学生(1～3回生)が対象です。

ただし、学部4回生以上で休学期間がある場合、在学月数が37ヶ月以下(令和7年10月1日時点)の者は対象となります。

②日本学生支援機構給付奨学金受給中の者は申請できません。

③令和7年度前期同窓会奨学金を受給した者は申請できません。

④令和7年度後期分授業料免除が許可された者は対象となりません。

⑤同窓会奨学金の申請は、日本学生支援機構給付奨学金の申請を前提としています。

未申請の方は、日本学生支援機構給付奨学金(多子世帯に対する大学等の授業料無償化含む)に申請のうえ、同窓会奨学金に申請してください。ただし、事情により、日本学生支援機構給付奨学金に申請できない場合はこの限りではありません(下記、申請区分3～6)。

⑥以下のいずれかの申請区分に該当していることが必要です。

申請者		申請区分	申請者の状況
日本学生支援機構 給付奨学生		1	令和7年10月以降、後期分授業料免除の支援対象外となる者 ※同窓会奨学金の学力基準を満たしていること
日本学生支援機構 給付奨学生 ではない者	給付奨学金に 申請中・申請予定者	2	令和7年度日本学生支援機構給付奨学金在学採用(秋)または家計急変採用に、申請中もしくは申請予定の者 ※審査の結果、給付奨学生に採用された者は支給の対象外 ※令和7年11月末日までに日本学生支援機構の審査結果がでていない者は支給の対象外
	給付奨学金に申請できない (支援の対象とならない)者	3	日本学生支援機構給付奨学金の「家計にかかる基準」を満たさない者(日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」 ^{注1} で給付奨学金の対象とならないと試算された者)
		4	日本学生支援機構給付奨学金の「大学への入学時期に関する要件」を満たさない者 ※高校を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学への入学日までの期間が2年を経過した者等
		5	日本学生支援機構給付奨学金の「在留資格等に関する要件」を満たさない者 ※在留資格が「留学」の者等
		6	本学あるいは他大学で、日本学生支援機構給付奨学金を受給していたが、支給終了となった者 ※「学籍要件により給付奨学金が廃止になった者」を含む

注1 日本学生支援機構のWebサイト上にある、進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションツール。
進学資金シミュレーター＞奨学金シミュレーション＞給付・貸与奨学金シミュレーション(保護者の方向け)で、
日本学生支援機構給付奨学金の対象となるか否かを試算できる。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

上記条件を満たすが、申請の対象外となる者	授業料を滞納している者 当該年度に本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者 同窓会奨学金をこれまで2回受給した者 日本学生支援機構の給付奨学金満期者
----------------------	---